

鎌都景第 204号
平成19年8月30日

平安レイサービス株式会社
代表取締役社長 山田 雅孝 様

鎌倉市長 石 渡 徳



景観形成方針等の遵守について（指導）

あなたが平成19年4月16日に鎌倉市都市景観条例（平成18年9月 条例第16号）第16条第1項の規定により届け出た建築物の建築については、同条例第13条第1項第5号に規定する「にぎわい景観地区」として指定（平成17年1月28日 鎌倉市告示第171号）した景観形成地区における、同条例第15条の規定により定めた景観形成方針等（平成18年11月7日 鎌倉市告示第195号）に適合しないので、当該事業計画の見直しを行うよう同条例第18条の規定により指導します。

- 1 建築行為の場所 鎌倉市由比ガ浜一丁目211番17
- 2 建築物の内容 集会場（葬儀式場）
- 3 景観形成地区の名称 由比ガ浜中央景観形成地区
- 4 景観形成方針等 別添のとおり

事務担当は、景観部都市景観課都市景観担当
TEL0467(23)3000 内線 2526